日　本　秘　書　ク　ラ　ブ　規　約

（名称）

第１条　本会は「日本秘書クラブ」（以下本会）という。

（組織）

第２条　本会の活動を行うために必要に応じ支部を設ける。

　　２　支部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（事務局）

第３条　本会の事務局は公益財団法人実務技能検定協会（以下能検）内に置く。

（目的）

第４条　本会は、「ビジネス系検定」合格者のヒューマンスキル向上、親睦交流、および能検事業への協力を目的とする。

（活動）

第５条　本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

　　１）会員相互の親睦交流

　　２）ビジネス系検定の合格指導

　　３）ビジネス系検定の実施、運営、普及への協力

　　４）その他目的達成に必要な活動、および行事、事業

（会員の資格）

第６条　本会の会員は次の各号に定める要件を備え、本会役員会において承認された者とする（入会にあたっては、本会役員会で内規に従い審議、審査する）。

　　１）ビジネス系検定２級（電話は知識Ａ級）以上の合格者

　　２）本会において入会を懇請した有識者

　　３）本会の趣旨に賛同した者

（会員の種類）

第７条　本会の会員は「維持会員」「名誉会員」「賛助会員」とする。

　　１）前条１）による会員を維持会員とする

　　２）前条２）による会員を名誉会員とする

　　３）前条３）による会員を維持会員とする

４）前条３）により、維持会員でない者を賛助会員とする

５）前条１）による維持会員で、ビジネス系検定の何れか２個の１級（電話は実践級）の合格者を「ＨＥＳ会員」とする

（入会申込の拒絶）

第８条　本会は入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

１）申込書に虚偽の事項を記載した場合

２）入会申込者が以前に本会を除名された者であった場合

３）暴力団関係者その他反社会的勢力に与する者及びこれらに準ずる者である場合

４）初年度会費を指定期限日が過ぎても未納の場合

５）その他本会が会員として不適切と判断した場合

（禁止事項）

第９条　会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

１）法令または公序良俗に反する行為

２）本人の許可なく会員を撮影する行為

３）他の会員（他人）を誹謗中傷する行為

４）待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為

５）メールやＳＮＳへの執拗な送信、うろつき等のつきまとい行為

６）他の会員（他人）を著しく不快にさせる格好、振る舞い等の行為

７）特定の宗教活動、政治活動、思想信条の啓発、営利目的の宣伝、営業活動およびこれらへの勧誘行為

８）その他運営上事務局が客観的な事実に基づき合理的に不適切と判断した行為

（退会）

第10条　会員は退会届を本会事務局に届け出て退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の何れかに該当するときは、本会役員会の決議を経て除名することができる。

１）会費を２年以上滞納し、催促しても納入しないとき

２）前条の各号に該当する行為のあったとき

３）本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

（会費）

第12条　会員は本会の運営に要する費用として、次の費用を納入しなければならない。

１）入会費　　３，０００円

２）維持会員年会費　　３，０００円

３）賛助会員　一口　５０，０００円

（役員）

第13条　本会に次の役員を置く。

１）会長　１名

２）副会長　１名

３）理事（支部長）　支部の数

４）理事（事務局）　１名

５）監事　１名

２　会長は、役員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

（役員の承認）

第14条　役員は総会において承認を得なければならない。

（役員の任期）

第15条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

（総会）

第16条　総会は定時総会と臨時総会とし、本会の会員をもって構成する。

２　総会の議長は会長があたる。

（総会の審議事項）

第17条　総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

１）規約の改正

２）事業計画、および予算の承認

３）事業報告、および決算の承認

（総会の議決）

第18条　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面表決）

第19条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった議案について書面をもって決することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

（役員会）

第20条　役員会は会長、副会長、理事、監事および顧問をもって構成する。

２　役員会は必要に応じて随時開催する。

３　役員会の議長は会長があたる。

（役員会の審議事項）

第21条　役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を審議する。

１）総会に付議する議案の策定

２）総会において委任された事項

３）本会の運営に関する重要な事項

（役員会の議決）

第22条　役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事業年度）

第23条　本会の事業年度は毎年１月１日に始まり、１２月３１日をもって終了する。

（会計事務）

第24条　本会の会計は事務局担当理事が行う。

（施行）

第25条　この規約は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

1. この規約は平成２３年３月６日に改正し、施行する。
2. この規約は平成２４年３月４日に改正し、施行する。
3. この規約は令和２年３月１６日に改正し、施行する。
4. この規約は令和３年３月２２日に改正し、施行する。
5. この規約は令和８年７月３日に改正し、施行する。

以上